

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
委託研究開発契約事務に関する問い合わせ	委託研究開発契約事務に関する問い合わせ
<p>2. 知的財産に関するお問い合わせ 知的財産部 E-mail: medicalipATamed.go.jp TEL :03-6870-<u>2237</u></p>	<p>2. 知的財産に関するお問い合わせ 知的財産部 E-mail: medicalipATamed.go.jp TEL :03-6870-2212</p>
<p>4. <u>不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育プログラム</u>に関するお問い合わせ 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp</p>	<p>4. 研究公正に関するお問い合わせ 研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp</p>
I. はじめに	I. はじめに
2. 採択後契約締結までの留意点	
(1) 採択の取消し等について	
<p><u>本事業採択後において、AMEDが指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。</u></p>	
(2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について	
<p>AMEDは、委託研究開発契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご注意ください。</p> <p>(a) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までにAMEDに通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつきAMEDの了解を得ていること</p> <p>(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること</p> <p>※AMEDと委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(AMEDからみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、再委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。</p> <p>※この項目における「国に不正行為等対応ガイドライン」とは次のガイドラインをいいます。</p> <p>(文科省系事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)</li> <li>・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)</li> </ul> <p>(厚労省系事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成27年1月16日 科発0116第1号 厚生科学課長決定)</li> <li>・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年3月31日 厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)</li> </ul> <p>(経産省系事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成19年12月26日 制定、平成27年1月15日 最終改正)</li> <li>・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成20年12月3日 制定、平成27年1月15日 最終改正)</li> </ul>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について</p>	
<p>(1) 不合理な重複に対する措置</p>	
<p>研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本課題において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合</li> <li>・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合</li> <li>・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合</li> <li>・ その他これに準ずる場合</li> </ul> <p>なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。</p>	
<p>(2) 過度の集中に対する措置</p>	
<p>本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ(以下、本項目ではこれらをあわせて「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合</li> <li>・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする 時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合</li> <li>・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合</li> <li>・ その他これらに準ずる場合</li> </ul> <p>このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。</p> <p>※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
(3)不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	
<p>不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。</p>	
(4)他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	
<p>「研究開発提案書」に、他省庁を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。</p>	
II. 委託研究開発契約の概要	II. 委託研究開発契約の概要
4. 研究機関の責務等について	
(1) 法令の遵守	
<p>研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用または不正受給を防止する措置を講じることが求められます。</p>	
(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了	
<p>不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、AMEDは、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を当AMEDに報告していただきます(詳細は、後記V12(3)及びAMEDのホームページをご覧ください)。</p> <p>なお、AMEDが督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部または一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開しないでください。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
(3) 利益相反(Conflict of Interest : COI)の管理について	
<p>研究の公正性、信頼性を確保するため、研究機関において研究者の利益相反状態を管理するとともに、その報告を行って頂く予定です。詳細については、AMEDのホームページ等で公表致します。</p>	
(4) 倫理指針等の遵守について	
<p>研究開発計画策定及び本事業の実施に当たっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。(詳細は、後記V12(6)をご覧ください。)</p>	
(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任	
<p>委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、各事業の財源に応じて、国のガイドライン・指針(文科省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚生労省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業「公的研究費の不正使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、当該ガイドライン・指針に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。</p>	
(6) 体制整備に関する対応	
<p>研究機関は、上記ガイドラインに従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備してください。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(7)不正防止に関する措置</p> <p>研究機関は、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業:「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)／厚生省系事業:「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)／経産省系事業:「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。</p>	
<p>5. 研究活動に参画する研究者の責務等について</p>	
<p>(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について</p>	
<p>本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMEDの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。</p>	
<p>(2) 応募における手続等</p>	
<p>研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。</p>	
<p>(3) 研究倫理教育プログラムの履修・終了</p>	
<p>AMEDの事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります(詳しくは、後記V12(3)及びAMEDのホームページをご覧ください。)なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、ご注意ください。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>V. 執行について</p>	<p>V. 執行について</p>
<p>1. 委託研究開発費の執行にあたって</p> <p>●研究機関は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備する必要があります。</p>	<p>1. 委託研究開発費の執行にあたって</p> <p>●研究機関は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に国に報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。</p> <p>●上記の報告・調査等において、公的研究費の管理・監査に係る体制整備に不備があると判断された研究機関については、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、国から管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMEDによる、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止等の措置が講じられることとなります。</p>
<p>3. 直接経費の各費目の取扱い</p>	<p>3. 直接経費の各費目の取扱い</p>
<p>●「研究者主導治験又は臨床試験事業」における経費の計上については、本事務処理説明書の定めにより処理するものとします。</p> <p>なお、研究機関において「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究規程」等が定められている場合にあっては、各研究機関の規程の定めによるものとします。</p>	
<p>(2) &lt;旅費&gt;</p>	<p>(2) &lt;旅費&gt;</p>
<p>③旅費支出の対象となる事由</p> <p>(iv) <b>削除</b></p>	<p>③旅費支出の対象となる事由</p> <p>(iv) 委託研究開発費により雇用される研究員・技術員・研究補助員等の赴任旅費</p> <p>●赴任旅費の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者は、研究者本人とします。</li> <li>○研究機関の規程がなく、実費による場合は、上限を100万円までとします。</li> <li>○研究補助員については、その必要性を十分検討してください。</li> </ul>
<p>4. 直接経費の執行上の留意事項</p>	<p>4. 直接経費の執行上の留意事項</p>
<p>(4) その他の直接経費に係る留意事項</p>	<p>(4) その他の直接経費に係る留意事項</p>
<p>⑤直接経費として計上できない経費</p> <p>●「特許関連経費(出願料、<del>弁護士費用</del>、関係旅費、手続費用、翻訳費用等)」「学会年会費」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの</p> <p>* 特許関連経費については、間接経費に計上することを原則とします。<b>しかし、研究機関が出願しない場合であって、AMEDが技術の有用性、特許出願の必要性等に鑑みて出願することが適当と判断したものについては、AMEDが権利を譲り受けて出願することが可能ですので相談してください。</b></p>	<p>⑤直接経費として計上できない経費</p> <p>●「特許関連経費(出願料、<del>弁護士費用</del>、関係旅費、手続費用、翻訳費用等)」「学会年会費」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの</p> <p>* 特許関連経費については、間接経費での計上を原則としますが、研究機関が非承継とした権利の出願であって、AMEDが承認したものについてはAMEDで出願経費を負担することが可能ですので相談してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について	12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について
(1)法令等の遵守 <u>について</u>	(1)体制整備等について
<p>(*2) 研究者等による、故意又は重大な過失による、<u>公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。)</u></p> <p>(*3) 研究者等が、偽りその他不正の手段により<u>公的研究資金</u>を受給すること</p>	<p>(*2) 研究者等による故意又は重大な過失による、競争的資金等(*4)の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、AMEDとの間の契約等及びAMEDの応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。)</p> <p>(*3) 研究者等が、偽りその他不正の手段によりAMEDから競争的資金等を受給すること</p> <p>(*4) AMEDが掌握する、研究機関等に対し委託契約、共同研究契約、協定等の契約、補助金交付又はその他一切の法形式により配分する資金(いわゆる競争的資金(AMEDが、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を選択し、研究者等に配分する研究開発資金)及び公募型非競争的資金を含むがこれらに限られない。)</p>
(2)体制整備に関する対応	(2)「体制整備等自己評価チェックリスト」について
<p>● 体制整備に関する対応義務</p> <p>各研究機関には、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業につき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業につき「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業につき「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」)等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。</p> <p>体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託契約を解除すること等があります。</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>●<u>体制整備等の確認について</u>  <u>・文科省系事業について</u>            本事業の契約にあたり、各研究機関は<u>公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)</u>により<u>文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。</u>  <u>そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時までに、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。</u>  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</a></p> <p>1)<u>チェックリストの提出の必要性</u>  <u>文科省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文科省へ提出をお願いします。」</u></p> <p>2)<u>調査への協力</u>            チェックリストの提出の後、必要に応じて、<u>文部科学省</u>による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。</p> <p>3)<u>公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について</u>            公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、<u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。</u>その上で管理条件の履行が認められない場合は、<u>AMEDから研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。</u></p> <p>※下記のウェブサイトをご参照ください。            文部科学省「<u>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)</u>」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)  <a href="http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_jicsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf">http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_jicsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省系事業について                体制整備の確認については、別途AMEDから公表する予定です。</li> <li>・経産省系事業について                チェックリストの提出は不要です。</li> </ul>	<p>●本事業の契約にあたり、研究機関では、チェックリストを提出することが必要です。文部科学省所管事業については、下記ホームページの様式に基づいて、研究機関から府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。厚生労働省所管事業については、下記ホームページの様式に基づいて、研究機関から電子メール(宛先:厚生労働省大臣官房厚生科学課厚生労働科学研究費担当者宛/アドレスkouseikagaku@mhlw.go.jp)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。なお、厚生労働省所管事業の場合、チェックリストを一次公募または二次公募時に提出した研究機関は、本事業の応募において、再度提出する必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</a></li> <li>・厚生労働省:体制整備等自己評価チェックリスト(Excel)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyuu/hojokin=koubo=h27/xls/checksheet.xls">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyuu/hojokin=koubo=h27/xls/checksheet.xls</a></li> </ul> <p>●チェックリストの提出の後、必要に応じて、各省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。</p> <p>●公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、<u>【別添4】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、国から管理条件が付与されます。</u>その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMEDによる、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止等の措置が講じられることがあります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
(3)AMEDにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力	(3)AMEDにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力
<p>● AMEDの事業に<u>実質的に参画していると研究機関が判断</u>する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。<u>プログラムの内容、実施時期等は検討中ですが、その詳細は、後日(平成27年度半ば頃を予定)AMEDより案内いたします。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、留意してください。</u></p> <p>●<u>研究倫理プログラムの履修等について</u></p> <p>1)<u>履修プログラム・教材について</u> 後記2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。 ・CITI Japan e-ラーニングプログラム ・「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会) ・研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム</p> <p>2)<u>履修対象者について</u> 履修対象者は、研究機関等が、AMEDの所管する研究費により行われる研究活動に<u>実質的に参画していると判断する研究者</u>です。</p> <p>3)<u>履修時期について</u> 履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください。(過去の履修が有効となる場合があります。 詳細はAMEDのHP URL : <a href="http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/">http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/</a> 掲載のQ&amp;Aをご参照ください。)</p>	<p>●AMEDの事業に参画する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。プログラムの内容、実施時期等は検討中ですが、その詳細は、後日(平成27年度半ば頃を予定)AMEDより案内いたします。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、留意してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>4)研究機関等の役割について 研究機関等は、自己の機関(再委託先を含む。)に属する上記 2)の履修対象者に、上記1)のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況をAMEDへ報告してください。</p> <p>5)履修状況の報告について 研究機関等が取りまとめのうえ、AMEDが指定する様式の履修状況報告書を、AMED(研究公正・法務部)に電子ファイルで提出してください(押印は不要です。)</p> <p>報告対象者:平成28年度に開始された事業における履修対象者 提出期限 :平成29年5月末日 提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(AMEDのHPより様式をダウンロードしてください。 URL : <a href="http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/">http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/</a> ) 提出先・方法:kenkyuukousei@amed.go.jpへメールで送信してください。 件名【平成28年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。</p>	
<p>(4) <b>本事業に係る</b>不正行為等の報告及び調査への協力等</p>	<p>(4) 本委託研究開発事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等</p>
<p>● <b>本事業に関し</b>、研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、<b>当該予備調査の結果をAMEDに報告してください。</b></p> <p>● <b>本調査が必要と判断された場合は</b>、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてAMEDと協議しなければなりません。</p> <p>● AMEDは、必要に応じて、<b>本調査中の一時的措置として</b>、被告発者等及び研究機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。</p> <p>● 【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた<b>期限</b>以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をAMEDに提出してください。</p> <p>● 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。</p>	<p>● 研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をAMEDに報告してください。</p> <p>● 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてAMEDと協議しなければなりません。</p> <p>● AMEDは、必要に応じて、調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。</p> <p>● 【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期間以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をAMEDに提出してください。</p> <p>● 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を参照してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について 本事業において、不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)があった場合、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。</p> <p>1)契約の解除等 AMEDは、不正行為等が認められた事業について、研究機関に対し、研究開発の中止、委託研究開発費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の委託研究開発契約についても締結しないことがあります。</p> <p>2)応募及び参加の制限 本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMEDの事業への応募及び参加の制限を行います。</p> <p>また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。</p> <p>3)他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限 本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また、委託契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。</p>	<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●本委託研究開発事業において、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給が認定された場合には、不正の内容に応じて、研究者個人に対するAMED事業への申請及び参加(*4)の制限を行うとともに、研究機関に対する被認定者に係る研究費の交付決定等の取消し、研究費の全部又は一部の返金、間接経費措置額の削減、研究費の配分停止等の措置をとることがあります。</p> <p>●なお、不正行為等が行われた場合、不正行為等の内容を他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。</p> <p>●本委託研究開発事業において、不正行為等を行った研究者等や、善管注意義務に違反した研究者等に対して、「申請及び参加」の制限の措置を行う場合、当該不正事案の概要について公表することがあります。</p> <p>●AMEDにおける申請等資格制限は、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に従い、下表のとおり行います。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>4)他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある場合について  <u>本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMEDに報告する義務があります。</u>  <u>当該報告をうけて、AMEDは、必要と認める場合には、委託研究費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。</u>  <u>また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。</u></p> <p>5)不正事案の公表                      本事業において、上記1)及び2)の措置・<b>制限</b>を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。</p>	<p>5)不正事案の公表                      本事業において、上記1)及び2)の措置を受けた研究者等について・制限を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の期間、AMED事業への申請及び参加(*4)の制限内容等を行う公表することがあります。                      (*4)「申請及び参加」:新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また研究開発代表者又は研究開発分担者として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題(継続課題)へ研究開発代表者又は研究開発分担者として参加することを指します。</p>
<p><u>(6)法令・倫理指針等の遵守について</u></p>	
<p>●<u>研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報</u>  <u>の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。</u>                      ●<u>関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採</u>  <u>択の取り消し等を行う場合があります。</u>                      ●<u>研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発</u>  <u>又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行っ</u>  <u>てください。</u>                      ●<u>関係法令・指針等による倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内</u>  <u>に、AMEDに対して報告を行って頂く予定です。詳細については、AMEDホームページに</u>  <u>て公表致します。</u></p>	
<p><u>(7)利益相反の管理について</u></p>	
<p>●<u>AMED事業に参画する研究機関には、研究代表者及び研究分担者の利益相反につい</u>  <u>て管理の上、AMEDに報告して頂くことを予定しています。詳しくは、AMEDホームペー</u>  <u>ジにて公表する予定です。</u></p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
14. 再委託について	14. 再委託について
(2)留意事項	(2)留意事項
<p>●再委託した研究開発の成果に係る知的財産権を、再委託先に帰属させる場合は、再委託先が委託研究開発契約書第8条第1項各号及び第10条に定める事項を遵守する旨の誓約書をAMEDが指定する期間内にAMEDに提出してください。提出書類及び手続の詳細については、AMEDホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。</p> <p>再委託先に知的財産権を帰属させる場合の提出書類・手続  <a href="http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/toriatsukai.html">http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/toriatsukai.html</a></p>	
15. AMEDが雇用する研究員等について	15. AMEDが雇用する研究員等について
(3)研究員等の就業条件・処遇	(3)研究員等の就業条件・処遇
<p>●リサーチ・レジデントは、対象となる委託研究開発課題の遂行を目的としており、研究機関における業務に従事することはできません。したがって、研究機関は、機関の設備管理・安全衛生上及び研究機関における法令等の遵守のために必要とされる範囲を除き、リサーチ・レジデントに対して指揮命令することは認められていません。</p> <p>●研究機関においては、リサーチ・レジデントが研究遂行及び日常業務で不利益を被らないよう、研究機関にて措置してください。</p> <p>●具体的には、研究所・研究室の入退出に係るセキュリティカードの付与、図書館・駐車場・コピー機等の使用許可、所内LANの付与等が考えられます。</p> <p>●リサーチ・レジデントの就業時間、始業、就業、休憩、休息、休日については、研究機関の規程に準ずる内容をAMEDがリサーチ・レジデントに指示するものとします。</p> <p>●リサーチ・レジデントが出勤したときは、AMEDが指定する出勤簿に記録することとしています。研究機関においては、リサーチ・レジデントの出勤の確認を行ってください。</p> <p>●リサーチ・レジデントには、AMEDの規程により超過勤務手当が支給されません。</p> <p>●リサーチ・レジデントは、AMEDの規程により年次休暇が付与されています。また、特別休暇を受けることができます。リサーチ・レジデントが休暇を受けようとする際は、AMEDに申請しますが、事前に研究機関に業務上の支障がないことを確認するようにいたします。</p>	<p>●研究機関においては、リサーチ・レジデントが研究遂行及び日常生活で不利益を被らないよう、研究機関にて措置してください。</p> <p>●具体的には、研究所・研究室の入退出に係るセキュリティカードの付与、図書館・駐車場・コピー機等の使用許可、所内LANの付与等が考えられますが、その他処遇面や厚生面についても便宜を図られますようお願いいたします。</p> <p>●リサーチ・レジデントの就業時間、始業、就業、休憩、休息、休日については、研究機関の規程に準じます。</p> <p>●リサーチ・レジデントが出勤したときは、AMEDが指定する出勤簿に記録することとしています。研究機関においては、リサーチ・レジデントの出勤の確認を行ってください。</p> <p>●リサーチ・レジデントには、超過勤務手当が支給されません。リサーチ・レジデントに超過勤務を命じないよう、計画的に研究を遂行してください。</p> <p>●リサーチ・レジデントは、AMEDの規程により年次休暇が付与されています。また、特別休暇を受けることができます。リサーチ・レジデントが休暇を受けようとする際は、AMEDに申請しますが、事前に研究機関に業務上の支障がないことを確認するようにいたします。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(5)教育、研修、健康診断等</p> <p>●AMEDは研究機関に対し、リサーチ・レジデントに対する研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託します。</p> <p>●研究機関に所属する研究員に準じて、研究開発実施に必要な安全に関する教育・研修を行ってください。</p> <p>●可能であれば、研究機関において定期健康診断及び特殊健康診断(必要な場合のみ)が受診できるよう措置してください。受診にかかる費用負担が生じた場合には、AMEDにご請求ください。有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断等の特殊健康診断の要否については、研究機関に所属する研究員に準じて判断してください。研究機関において受診できない場合は、AMEDにおいて実施する健康診断を受診するか、個人で医療機関を受診することとなります。費用はAMEDが負担します。</p> <p>●万一、リサーチ・レジデントに事故等のあった場合には、遅滞なくAMEDに連絡してください。</p>	<p>(5)教育、研修、健康診断等</p> <p>●研究機関に所属する研究員に準じて、研究開発実施に必要な安全・倫理に関する教育・研修を行ってください。</p> <p>●可能であれば、研究機関において定期健康診断及び特殊健康診断(必要な場合のみ)が受診できるよう措置してください。受診にかかる費用負担が生じた場合には、AMEDにご請求ください。有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断等の特殊健康診断の要否については、研究機関に所属する研究員に準じて判断してください。研究機関において受診できない場合は、AMEDにおいて実施する健康診断を受診するか、個人で医療機関を受診することとなります。費用はAMEDが負担します。</p> <p>●万一、リサーチ・レジデントに事故等のあった場合には、遅滞なくAMEDに連絡してください。</p>
<p>17. その他</p>	<p>17. その他</p>
	<p>(1)法令等の遵守</p>
	<p>●研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続を行ってください。</p> <p>●関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。</p> <p>●研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。</p>
	<p>(2)ライフサイエンスに関する研究開発について</p>
	<p>●特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意してください。(※最新の改正を確認してください)</p> <p>*****</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>Ⅶ. 知的財産権の管理について</p>	<p>Ⅶ. 知的財産権の管理について</p>
<p>1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方</p> <p>●委託研究開発の成果に係る知的財産権は、<u>発明者が所属する組織(大学等・企業等・AMED)</u>にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に<u>受託した</u>研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。</p> <p>●<u>研究機関の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその研究機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め研究機関の研究者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めてください。また、研究機関が、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる研究機関の発明者に対して、委託研究開発契約書第8条第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じてください。</u></p> <p>●<u>学生を研究開発に参加させる場合、知的財産権を大学に帰属させることだけを目的として雇用契約を結ぶ必要はありませんが、雇用契約が無い場合は、委託研究開発契約で規定される事項(知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるように、学生から同意書等を得るなどして適切に対応してください。</u></p> <p>●研究機関は、<u>委託研究開発の成果について</u>、権利確保のために十分な対応をお願いします。</p>	<p>1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方</p> <p>●当該知的財産権は、発明者の所属(研究機関・AMED)にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。</p> <p>●研究機関による権利承継の有無にかかわらず、権利確保のために十分な対応をお願いします。</p>
<p>3. AMED所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い</p>	<p>3. AMED所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い</p>
<p>●AMED所属の発明者(以下「機構発明者」という。)の発明等について、研究機関が<u>譲受</u>を希望する場合、研究機関から機構発明者への実施補償金等の対価の支払い条件(※)について機構発明者が合意すれば、AMEDは機構発明者の知的財産権を承継しない手続を取ることができます。その後、研究機関は機構発明者からその知的財産権を直接譲り受けることができます。 ※対価の支払い条件は、研究機関発明者と同等になるようにしてください。</p>	<p>●AMED所属の発明者(以下「機構発明者」という。)の発明等について、研究機関が承継を希望する場合、研究機関から機構発明者への実施補償金等の対価の支払い条件(※)について機構発明者が合意すれば、AMEDは機構発明者の知的財産権を承継しない手続を取ることができます。その後、研究機関は機構発明者からその知的財産権を直接譲り受けることができます。 ※対価の支払い条件は、研究機関発明者と同等になるようにしてください。</p>
<p>●機構発明者の知的財産権について研究機関が<u>譲受</u>を希望しない場合、又は研究機関による対価の支払条件について機構発明者との合意が得られない場合には、機構発明者の知的財産権は、AMEDが機構発明者から承継する場合があります。</p>	<p>●機構発明者の知的財産権について研究機関が承継を希望しない場合、又は研究機関による対価の支払条件について機構発明者との合意が得られない場合には、機構発明者の知的財産権は、AMEDが機構発明者から承継する場合があります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前																
<p>4. <u>受託研究機関以外の機関に所属する研究者</u>が発明創作に関与した場合の取扱い</p> <p>●<u>研究開発参加者のうち、受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合は、当該研究者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属については、受託研究機関と当該研究者が所属する機関による協議の上、取り決めるものとします。受託研究機関以外の機関に知的財産権が帰属する場合は、委託研究開発契約で規定される事項(知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるように、受託研究機関の責任で適切に措置してください。</u></p>	<p>4. 第三者が発明創作に関与した場合の取扱い</p> <p>●この場合は、当該第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、研究機関と当該第三者による協議の上、取り決めるものとします。</p>																
<p>5. AMEDとの共有に係る知的財産権の取扱い</p>	<p>5. 共有に係る知的財産権の取扱い</p>																
<p>7. 研究機関に帰属した(AMEDとの共有でない)知的財産権について</p>	<p>7. 研究機関に帰属した(AMEDとの共有でない)知的財産権について</p>																
<p>(1) 知的財産権に関するAMEDへの通知</p> <table border="1" data-bbox="152 703 1086 1023"> <thead> <tr> <th>通知条件</th> <th>通知書・書類の様式</th> <th>提出方法</th> <th>書類提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発明等創作時 ※1</td> <td>発明等報告書【知財様式3】</td> <td>提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。</td> <td>発明等創作後、遅滞なく。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	通知条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限	発明等創作時 ※1	発明等報告書【知財様式3】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。	発明等創作後、遅滞なく。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。	<p>(1) 知的財産権に関するAMEDへの通知</p> <table border="1" data-bbox="1137 687 2087 1086"> <thead> <tr> <th>通知条件</th> <th>通知書・書類の様式</th> <th>提出方法</th> <th>書類提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発明等創作時 ※1</td> <td>発明等報告書【知財様式3】</td> <td>提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。</td> <td>遅くとも、論文投稿日、研究機関等への発明届提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	通知条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限	発明等創作時 ※1	発明等報告書【知財様式3】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。	遅くとも、論文投稿日、研究機関等への発明届提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。
通知条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限														
発明等創作時 ※1	発明等報告書【知財様式3】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。	発明等創作後、遅滞なく。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。														
通知条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限														
発明等創作時 ※1	発明等報告書【知財様式3】	提出する旨を電子メールでご連絡ください。AM E Dから提出方法をご連絡します。	遅くとも、論文投稿日、研究機関等への発明届提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで提出日又は学会等発表申込日のうちいずれが早い日まで。 *AMED 知的財産部による十分な知財マネジメント支援を受けるためには、できる限り早め(特許出願前)の報告が必要です。														
<p>※3海外出願を含む。「知的財産権出願後状況通知書」【知財様式5】、「知的財産権出願後状況通知書別紙1」【知財様式5別紙1】及び添付書類を電子メールで送付してください。「知的財産権出願後状況通知書別紙1」【知財様式5別紙1】はエクセルファイルのまま送付してください(PDFファイルには変換しないでください)。<u>取下には、審査請求をしないことのみなし取下になる場合を含みます。</u></p>	<p>※3海外出願を含む。「知的財産権出願後状況通知書」【知財様式5】、「知的財産権出願後状況通知書別紙1」【知財様式5別紙1】及び添付書類を電子メールで送付してください。「知的財産権出願後状況通知書別紙1」【知財様式5別紙1】はエクセルファイルのまま送付してください(PDFファイルには変換しないでください)。</p>																

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
(2)知的財産の移転等のAMEDへの申請	(2)知的財産の移転等のAMEDへの申請
<p>※5 知的財産権の移転等の契約を締結する前にAMED知的財産部にご相談ください。なお、合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転は事前承認の対象から除かれます。</p>	<p>※5 合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転する移転を除く。</p>
(5)その他	(5)その他
<p>●日本国の特許願の作成にあたり、「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。<u>PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面については、「【その他】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。</u></p>	<p>●日本国の特許願の作成にあたり、「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。</p>